

住宅の耐震改修に伴う 固定資産税の減額について

減額内容

平成18年度税制改正において、固定資産税にかかる耐震改修促進税制が創設されました。このことにより平成18年1月1日から令和4年3月31日までの間に、住宅の耐震改修を行った場合に所定の要件を満たしていれば、申告により当該家屋にかかる固定資産税が減額されます。

減額要件

減額が適用されるためには、次の要件を全て満たすことが必要です。

- ・ 昭和57年1月1日以前から所在する家屋であること。
- ・ 平成18年1月1日から令和4年3月31日までの間に、耐震改修工事が行われたものであること。
- ・ 耐震改修の費用が1戸あたり50万円以上であること。
- ・ 現行の耐震基準（※）に適合した工事であることの証明がされたものであること。

※現行の耐震基準・・・建築基準法に基づいて昭和56年6月1日に施行されたもの

減額内容

- ・ 改修工事が完了した翌年度から1年間、固定資産税が2分の1減額されます。
（対象面積は、120㎡まで）
- ・ バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置、省エネ改修に伴う減額措置とは、重複して減額措置を受けることができません。
- ・ 長期優良住宅の認定を受け、別途要件に該当する場合は固定資産税が3分の2減額されます。

提出書類

- ・ 住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額申告書
- ・ 工事が耐震基準に適合していることの証明書
- ・ 領収書（耐震改修費用の支払額がわかるもの）の写し